

「建築士サポートセンター」のサポートの流れ

ステップ1 事務局にサポートを申込み

建築士サポート申込書に必要事項を記載の上、事務局までメールで送付ください。
次の①～③の相談内容に応じて、申請書類・図面等を併せて送付いただく場合があります。。

- ①新2号対応関係（新たな添付図書・記載方法等）
- ②構造関係（壁量計算等）
- ③省エネ関係（添付図書・記載方法、外皮計算シート・WEBプログラム等）

※提出方法：メール（データはPDFでお願いします）

提出された資料は、守秘義務厳守の上、原則としてお返ししません。

※申請書類・図面等一式のご提出が原則ですが、これらの書類をご用意できない方も、法改正についてわからないこと、不安なことがあれば、お気軽にご連絡ください。電話でもお受けいたします。

計画地が大阪府外または決定していない場合は、相談をお受けできません。

ステップ2 サポート員の決定と相談内容の確認

- ・申込み内容を確認し、本協会の登録サポート員を決定します。
- ・サポート員は、相談内容送及び送付された資料一式をあらかじめ確認します。

ステップ3 相談日時の決定とアドバイスの実施

- ・相談者へ相談日時、相談場所等についてご連絡いたします。
（ご連絡までお時間をいただく場合がございます。あらかじめ余裕を持ってお申込みください。）
- ・提出された申込書、申請書類・図面等に基づきサポート員がアドバイス（助言等）を行います。
- ・アドバイスは、対面又はWEB方式で行います。
※記載内容や算定方法の適否判断や具体的な計画へのコンサル業務は行いません。

～改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けて～

改正建築物省エネ法 オンライン講座サイト へのご案内

制度の円滑な施行に向け、オンライン講座が公開されています。この機会に是非受講してください。

詳しくは国土交通省ホームページのオンライン講座サイトをご覧ください。

<https://shoenehou-online.jp/>